

令和2年 No.26

○国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部を改正する要項

改正理由

委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年3月18日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和2年3月19日

国立大学法人東京学芸大学長
出口利定

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項（平成24年2月2日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案 (2) 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案 (3) 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案 (4) 大学と附属学校の共同研究の推進 (5) センターの研究活動の推進 (6) 受託研究及び共同研究の受入 (7) 科学研究費助成事業等外部資金導入の推進 (8) 若手教員等研究支援の推進 (9) <u>東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の出版に関すること。</u> (10) <u>その他研究活動の推進に必要な業務</u> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長が指名する理事又は副学長 2名 (2) <u>附属学校を所掌する副学長</u> (3) <u>学系長</u> (4) 学長が委嘱する教員 若干名 (5) 研究支援課長 (6) 財務課長 <p>2～4 〔省略〕</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項<u>第4号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(プロジェクト)</p> <p>第6条 推進本部に、プロジェクトを置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 プロジェクトに主査を置き、本部長が指名する。 3 主査は、プロジェクトの業務を総括する。 4 前3項に定めるもののほか、プロジェクトの設置等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。 	<p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案 (2) 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案 (3) 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案 (4) 大学と附属学校の共同研究の推進 (5) センターの研究活動の推進 (6) 受託研究及び共同研究の受入 (7) 科学研究費助成事業等外部資金導入の推進 (8) 若手教員等研究支援の推進 <p>(9) <u>その他研究活動の推進に必要な業務</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長が指名する理事又は副学長 2名 (2) <u>学系長</u> (3) <u>附属学校運営参事 1名</u> (4) 学長が委嘱する教員 若干名 (5) 研究支援課長 (6) 財務課長 <p>2～4 〔省略〕</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項<u>第5号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(プロジェクト)</p> <p>第6条 推進本部に、プロジェクトを置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 プロジェクトに主査を置き、本部長が指名する。 3 主査は、プロジェクトの業務を総括する。 4 前3項に定めるもののほか、プロジェクトの設置等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

(紀要編集会議)

第7条 推進本部に、紀要の編集に関して必要な事項を審議するため、学系ごとの紀要編集会議を置く。

2 紀要編集会議に関し必要な事項は、別に定める。

(本部員以外の者の出席)

第8条 [省略]

(庶務)

第9条 [省略]

(要項の改廃)

第10条 [省略]

(補則)

第11条 [省略]

[省略]

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は平成31年4月1日から適用する。

(本部員以外の者の出席)

第7条 [省略]

(庶務)

第8条 [省略]

(要項の改廃)

第9条 [省略]

(補則)

第10条 [省略]

[省略]